

「金融機関事業法」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

金融機関事業法

● 仏暦二五五一年・金融機関事業法令

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五五一年金融機関事業法令（プララーチャバンヤット・トゥラキット・サターバンガーンゲン）」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報公示日から一八〇日が経過した時に施行する。〔注／官報公示日は二〇〇八年二月五日、施行日は八月三日〕

第三条

以下を廃止する。

- (一) 仏暦二五〇五年商業銀行法令。
- (二) 仏暦二五二二年商業銀行法令（第二版）
- (三) 仏暦二五二八年・仏暦二五〇五年商業銀行法令を改定増補する勅令。
- (四) 仏暦二五三五年商業銀行法令（第三版）
- (五) 仏暦二五四〇年・仏暦二五〇五年商業銀行法令を改定増補する勅令（第二版）。
- (六) 仏暦二五四〇年・仏暦二五〇五年商業銀行法令を改定増補する勅令（第三版）。
- (七) 仏暦二五四一年・仏暦二五〇五年商業銀行法令を改定増補する勅令（第四版）。
- (八) 仏暦二五二二年ファイナンス・証券・クレジットフォンシエ事業法令。
- (九) 仏暦二五二六年・仏暦二五二二年ファイナンス・証券・クレジットフォンシエ事業法令を改定増補する勅令。
- (一〇) 仏暦二五二八年・仏暦二五二二年ファイナンス・証券・クレジットフォンシエ事業法令を改定増補する勅令（第二版）。
- (一一) 仏暦二五三五年ファイナンス・証券・クレジットフォンシエ事業法令（第二版）
- (一二) 仏暦二五三五年ファイナンス・証券・クレジットフォンシエ事業法令（第三版）
- (一三) 仏暦二五四〇年・仏暦二五二二年ファイナンス・証券・クレジットフォンシエ事業法令を改定増補する勅令（第三版）。
- (一四) 仏暦二五四〇年・仏暦二五二二年ファイナンス・証券・クレジットフォンシエ事業法令を改定増補する勅令（第四版）。
- (一五) 仏暦二五四一年・仏暦二五二二年ファイナンス・証券・クレジットフォンシエ事業法令を改定増補する勅令（第五版）。

第四条

本法令において、

「金融機関事業（トゥラキット・サターバンガーンゲン）」とは、商業銀行事業、ファイナンス事業およびクレジットフォンシエ事業を意味するとともに、特殊金融機関の事業も意味する。

「商業銀行事業（トゥラキット・タナカーンパーニット）」とは、請求時または満期時に払い戻さなければならず、貸付、手形またはその他の譲渡性証券の売買、外貨の売買などの方法でその資金を利用するところの民衆からの預金の引受または資金調達事業を意味する。

「ファイナンス事業（トゥラキット・グントウン）」とは、請求時または満期時に払い戻さなければな

らず、貸付、手形またはその他の譲渡性証券の売買などの方法でその資金を利用するところの、小切手によって引き出す口座内への預金または資金の引受ではない民衆からの預金の引受または資金調達事業を意味する。

「クレジットフォンシエ事業トゥラキット・クレジットフォンシエ」とは、満期時に払い戻さなければならず、以下のようにその資金を利用するところの民衆からの預金の引受または資金調達事業を意味する。

(一) 不動産担保を引き受ける方法による貸付。

(二) 買戻方法による不動産購入。

「金融事業（トゥラキット・ターン・ガーンゲン）」とは、商業銀行事業、ファイナンス事業、クレジットフォンシエ事業、先物売買契約事業法に基づく先物売買契約事業、生命保険法に基づく生命保険事業、もしくはタイ国銀行が布告規定したところに基づくその他の事業を意味する。

「信用供与（ガーンハイ・シンチュア）」とは、貸付、もしくは顧客のための支払い、または支払い指図による債権者として、あるいは信用状（レター・オブ・クレジット）に基づく義務またはその他の義務に従った支払いによる債権者としての手形の購入、割引購入、割引を意味する。

「信用供与に似た形態を有する取引（トゥラカム・ティー・ミー・ラックサナ・クラーイ・ガーンハイ・シンチュア）」とは、ファクタリング取引、ハイヤーパーチェス取引、リーシング形式の賃貸取引、およびタイ国銀行が布告規定したところに基づく信用供与に似た形態を有する取引を意味する。

「証券（ラックサップ）」とは、証券・証券市場法に基づく証券を意味する。

「金融機関（サターバン・ガーンゲン）」とは以下を意味する。

(一) 商業銀行。

(二) ファイナンス会社。

(三) クレジットフォンシエ会社。

「商業銀行（タナカーン・パーニット）」とは、商業銀行事業の営業免許を取得した公開株式会社を意味するとともに、リテール商業銀行、外国商業銀行の子会社である商業銀行、商業銀行事業の営業免許を取得した外国商業銀行支店も意味する。

「リテール商業銀行（タナカーン・パーニット・プア・ラーイヨイ）」とは、小口顧客および中小企業へのサービス提供の主目的を有し、外貨、デリバティブ証券に係る事業、および高リスクのその他取引に制限のある商業銀行事業の営業免許を取得した公開株式会社を意味する。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に従う。

「外国商業銀行の子会社である商業銀行（タナカーンパーニット・ティー・ペン・ポリサットルーク・コーン・タナカーンパーニット・ターンプラテート）」とは、外国商業銀行がその会社の全払込済み株式の九五%以上を直接的または間接的に保有する、商業銀行事業の営業免許を取得した公開株式会社を意味する。

「外国商業銀行支店（サーカー・コーン・タナカーンパーニット・ターンプラテート）」とは、タイ国内で商業銀行事業の営業免許を取得した外国商業銀行の支店を意味する。

「ファイナンス会社（ポリサット・グントウン）」とは、ファイナンス事業の営業免許を取得した公開株式会社を意味する。

「クレジットフォンシエ会社（ポリサット・クレジットフォンシエ）」とは、クレジットフォンシエ事業の営業許可を取得した公開株式会社を意味する。

「自己資本（グンゴントウン）」とは、以下の形態の資金を意味する。

(一) 金融機関が受け取った株式払込剰余金および、その金融機関の株式購入権証書発行から金融機関が受け取った資金を含めた払込済み資本金。

(二) 資本準備金 [トウン・サムローン]。

(三) 株主総会の決議に基づく、もしくは金融機関の付属定款 [コーバンカップ] に基づく会計期末

時の純利益から組み入れる利益準備金 [グン・サムローン]。ただし資産の減価のための準備金および債務返済のための準備金は含まない。

(四) 引当後の純利益。

(五) 資産評価による準備金、その他の準備金、もしくは

(六) 債務における権利を示す証券発行から金融機関が得た資金、またはタイ国銀行が布告規定したその他の証券または資金。

「会社 (ボリサット)」とは、株式会社、公開株式会社、有限パートナーシップ [合資会社]、法人普通パートナーシップ [合名会社]、もしくはその他の法人を意味する。

「親会社 (ボリサット・メー)」とは、以下の形態で直接的または間接的に他の会社の事業をコントロールする権限を有する会社を意味する。

(一) ある会社の全払込済み株式の五〇%超の株式を有する。

(二) ある会社の株主総会で過半数の議決権をコントロールする権限を有する。

(三) ある会社の経営権限者または全取締役の半数以上の選任もしくは解任をコントロールする権限を有する。もしくは

(四) タイ国銀行が布告規定した原則に基づくその他の形態で事業をコントロールする権限を有する。

ある会社の全払込済み株式の二〇%以上の株式を有する場合、事業コントロール権限を有していないと証明できない限り、事業コントロール権限を有するものとまず推定する。

「子会社 (ボリサット・ルーク)」とは、以下を意味する。

(一) 他の会社を親会社とする会社、もしくは

(二) (一) に基づく会社の子会社、さらに全段階にわたってその子会社。

「グループ会社 (ボリサット・ルアム)」とは、共同の親会社を有する子会社を意味する。

「経営権限者 (プー・ミー・アムナート・ナイ・ガーンチャッカーン)」とは、以下を意味する。

(一) 金融機関または会社の支配人 [プーチャッカーン]、副支配人 [ローン・プーチャッカーン]、支配人補佐 [プーチュアイ・プーチャッカーン]、経営者である取締役、もしくは別名の同様の地位にある者を意味する。

(二) 全部または一部の経営権限を有するよう金融機関または会社が契約した者。

(三) 金融機関または会社の方針もしくは業務遂行で自己の命令に従わせ、金融機関または会社の支配人または取締役もしくは経営をコントロールあるいは支配する権限を有する状態にある者。

「経営者である取締役 (カマカーン・ティー・ペン・プーボリハーン)」とは、タイ国銀行が布告規定した原則に基づく金融機関または会社の経営義務を果たす取締役を意味する。

「関係者 (プー・ティー・キヤウコーン)」とは、以下の形態で別の者との関係性を有する者を意味する。

(一) 配偶者である。

(二) 未成年の子または養子である。

(三) その者、もしくは (一) または (二) に基づく者が経営権限を有する会社である。

(四) その者、もしくは (一) または (二) に基づく者が株主総会で過半数の決議権をコントロールする権限を有する会社である。

(五) その者、もしくは (一) または (二) に基づく者が取締役の選任または解任をコントロールする権限を有する会社である。

(六) (三) または (四) もしくは (五) に基づく会社の子会社である。

(七) (三) または (四) もしくは (五) に基づく会社のグループ会社である。

(八) 代理人、代表である、もしくは

(九) タイ国銀行が布告規定した形態を有するその他の者。

いずれかの者がある会社の全払込済み株式の二〇%以上を直接的または間接的に所有している場合、

関係者ではないと証明できない限り、その会社はその者の関係者であるものとまず推定する。

「大株主（プートゥーフン・ラーイヤイ）」とは、金融機関の全払込済み株式の5%超を所有する、もしくは関係者による所有株式を含めて保有する者を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第五条

預金引受またはその他の方法による民衆からの資金調達、信用供与、もしくは金融事業の形態を有する事業は、その事業が全体として国の経済に影響を及ぼし、当該事業を監督する法律がない場合、タイ国銀行はその種の事業を全部または一部本法令の規定下に置き、関係罰則規定を設け、当該事業の監督原則を定めるために勅令制定があるよう提案することができる。

第六条

証券・証券市場法に従った証券の売却または販売による民衆からの資金調達は本法令の規定下には置かれない。

第七条

本法令に基づき制定されるタイ国銀行布告は官報で公示した時に施行することができる。

第八条

財務大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に基づく執行のための布告を制定する権限を有する。

第一段に基づく布告は官報で公示した時に施行することができる。

大臣はタイ国銀行に対し、大臣が定めた項目に基づく業務より得られたデータ報告を提出させることができる。ここに、期間または時宜に基づき提出させ、その報告の解説のために内容を説明させることができる。

第一章

設立と免許申請

第九条

商業銀行事業、ファイナンス事業、クレジットフォンシエ事業は、タイ国銀行の提言により大臣から免許を取得した公開株式会社の法人のみ、これをなすことができる。ここに、当該免許において大臣は相当との判断に基づき原則を定めることができる。

第一段に基づく事業の営業のための公開株式会社法にしたがった公開株式会社設立申請は、大臣から設立承認をまず得なければならない。

公開株式会社として登記した後、その公開株式会社はタイ国銀行を通じ大臣に対して、タイ国銀行が布告規定した書式に従い免許申請する。

免許申請および免許書発行においては、タイ国銀行の提言により大臣が布告規定した原則に従い、手数料を支払う。

第一〇条

外国商業銀行はタイ国銀行の提言により大臣から免許を取得した時、本法令に基づきタイ国内で商業銀行事業を営むために支店を開設することができる。ここに、当該免許において大臣は相当との判断に従い原則を定めることができる。

第一段に基づく免許申請において、外国商業銀行はその外国商業銀行の監督および検査において法律

に基づき権限を有する機関からの支店開設申請への同意書をタイ国銀行を通じて大臣に示す。

第一段に基づく免許申請および免許書発行においては、タイ国銀行の提言により大臣が布告規定した原則に従い、手数料を支払う。

第一一条

金融機関は免許書に示されたところに基づき、「タナカーン（銀行）」「ポリサット・グントウン（ファイナンス会社）」「ポリサット・クレジットフォンシエ（クレジットフォンシエ会社）」の語句を頭に冠した名称を使用しなければならない。

第一二条

金融機関以外の者が金融事業において「タナカーン（銀行）」「グントウン（ファイナンス）」「ガーングン（金融）」「ガーンロントウン（投資）」「クレジット」「トラスト」「ファイナンス」「ポリサット・クレジットフォンシエ（クレジットフォンシエ会社）」もしくは同様の意味を有するその他の語句の名称を使用する、あるいは名称を掲示することを禁じる。

第一段の規定はタイ国銀行から許可された者、もしくは他の法律に基づき許可された者には適用しない。

第一三条

金融機関の本店または支店の開設もしくは移転、あるいは支店閉鎖は、タイ国銀行から許可を得なければならない。ここに、タイ国銀行が布告規定した原則に従う。

第一四条

金融機関の外国での代表事務所開設、および外国金融機関の国内での代表事務所開設は、タイ国銀行から許可を得た時にこれをなすことができる。ここに、タイ国銀行は従わなければならない原則を定めることができる。

第一段に基づく代表事務所は、請求時または満期時に払い戻さなければならない民衆からの預金の引受または資金調達を直接的にも間接的にもなすことができない。

第二章

金融機関の構造

第一節

株式と株主

第一五条

金融機関の普通株および優先株は、一株につき一〇〇バーツ以下の価額を有する記名式の株式でなければならない。金融機関の付属定款〔コーバンカップ〕には株式譲渡の制限事項があってはならない。ただし本法令に従うための制限事項である場合はその限りではない。

金融機関はタイ国銀行から許可を得た時に決議権なしの優先株または他の優先株を発行することができる。ここに、タイ国銀行は金融機関が従わなければならない原則を定めることができる。

第一六条

金融機関は決議権のある、払込済みの全株式数の七五％をタイ国籍者が保有していなければならない。全取締役数の四分の三以上をタイ国籍者である取締役が占めていなければならない。

タイ国銀行が相当と判断した場合、タイ国銀行はタイ国籍を有していない者が決議権のある、払込済みの全株式数の四九%まで保有し、タイ国籍を有していない取締役が全取締役数の四分の一以上、半数未満まで占めることを許可する。

金融機関の業務ポジションの改善が必要な場合、もしくは堅固性創造のために、あるいは金融機関システムの堅固性のために、大臣はタイ国銀行の提言により第二段に定めたところと違った株式または取締役数を有することができるよう緩和する権限を有し、その緩和において原則または期限を定めることができる。

第一七条

いずれかの者が直接的、間接的に、ある金融機関の株式を全払込済み株式数の五%以上保有する、もしくは所有する場合、その者はタイ国銀行が布告規定した原則に従いタイ国銀行に当該株式保有または所有を報告しなければならない。

第一段に基づく株式数には第一段に基づく者の関係者が保有または所有する株式を含めない。

第一段に基づく株式には決議権のない優先株は含めない。

第一段に基づく者がタイ国銀行が布告規定した原則に従って報告しない場合、第一九条の内容をその報告されていない株式にも準用する。

第一八条

いずれかの者がある金融機関の全払込済み株式数の一〇%超を直接的、間接的に保有または所有することを禁じる。ただしタイ国銀行から許可を得た場合、もしくはタイ国銀行が布告規定した原則に従っている場合はその限りではない。

第一段に基づく株式数には第一段に基づく者の関係者が保有または所有する株式を含めない。

第一段に基づく株式には決議権のない優先株は含めない。

第一九条

いずれかの者がある金融機関の株式を取得したことで第一八条に違反して株式数を保有または所有する事由となった場合、その者はその株式取得日から九〇日以内に他の者に超過した部分の株式を譲渡しなければならない。タイ国銀行はその期限を九〇日以内に延長することができる。

第一段に基づく者が第一段に定められた期間内に超過分の株式を譲渡しなかった場合、タイ国銀行は当該超過分の株式売却を命じるよう裁判所に訴えることができ、裁判所がその株式保有または所有が第一八条違反であると判断すれば、裁判所は競売またはその他の方法での売却を命じる権限を有する。

第二〇条

金融機関がいずれかの者に自己の株式を譲渡し、第一八条に違反してその者が株式を保有または所有する事由となることを禁じる。

第一段に基づく株式数の計算では、第一段に基づく者の関係者の保有または所有する株式も合算する。

金融機関の株式申し込み募集においては毎回、その金融機関は目論見書に第一七条、第一八条および第一九条に定められた原則を示す。

第二一条

第一八条に違反して金融機関の株式を保有または所有している場合、その者は金融機関に対しその超過分の株式保有を主張することはできず、その金融機関がその者に配当金またはその他報酬を支払うことや、その者が株主総会で超過分の株式数に基づき決議権を行使することはできない。

第一段に基づく者が相続により善意に株式を取得した場合、取得日から九〇日以内の期間中、もしくは

は第十九条第一段に基づくタイ国銀行による期間延長中にその金融機関が配当を発表すれば、第八条に基づく一〇%を超える部分の株式において配当金を受け取る権利があるが、株主総会において超過分の株式数に基づき決議権を行使することはできない。

第二二条

第一六条、第一七条、第一八条および第十九条の遵守のために、金融機関は株主総会前または株主への配当金もしくはその他の報酬支払いの前に毎回株主名簿を検査し、タイ国銀行が布告規定した原則に従いタイ国銀行にその検査結果を報告する。

いずれかの株主が第一八条に違反していることが明らかである場合、金融機関はその者に通知書を送り、第十九条に定められた期間内に超過分の株式を手放すよう通知するとともに、タイ国銀行に報告する。

第二三条

第一五条から第二二条までをタイ国内に開設された外国商業銀行の支店、および外国商業銀行の子会社である商業銀行には適用しない。

第二節

取締役・支配人または経営権限者

第二四条

金融機関が以下の形態にある者を金融機関の取締役、支配人、経営権限者または顧問に任命する、もしくは任務を果たさせるようにすることを禁じる。

(一) 破産者である、もしくは破産者でなくなってから五年が経過していない者である。

(二) 執行猶予付きかどうかを問わず、財に係る悪意の違法行為により確定判決で禁固刑を受けたことがある。

(三) 背任により公務、国の機関または部署から解任もしくは退任の処分を受けたことがある。

(四) 金融機関が免許を取り消された時にその経営権限者だったことがある。ただしタイ国銀行から許可を受けた場合はその限りではない。

(五) 第八九条(三)または第九〇条(四)に基づき、もしくは証券および証券市場法に基づき金融機関の取締役、支配人または経営権限者を退任させられたことがある。ただしタイ国銀行から許可を受けた場合はその限りではない。

(六) 同時に別の金融機関の取締役、支配人、従業員または経営権限者である。ただしタイ国銀行から許可を受けた場合はその限りではない。

(七) その金融機関から融資を受けた、保証を受けた、もしくは手形保証を受けた、あるいはその金融機関に拘束義務を有する会社の取締役の地位にあるほかに、その会社の支配人または経営権限者である。ただし以下の場合はその限りではない。

(a) 経営者である取締役ではない取締役または顧問である。

(b) タイ国銀行が布告規定した原則に基づき免除を受けた場合である。

(八) 政治公務員、衆議院議員、参議院議員、地方議会議員または地方行政者、もしくはタイ国銀行が布告規定したその他の政治的地位者である。

(九) タイ国銀行の職員である、もしくはタイ国銀行が布告規定した原則に基づきタイ国銀行の職員を退職させられた者である。ただし金融機関の財務または業務ポジションの改善のためにタイ国銀行から任命された場合、もしくは予算法に基づく国営企業の金融機関の地位である場合はその限りではない。ここにタイ国銀行が定めた原則に基づく地位に就くことは禁じられ、その金融機関の株式を購入する権

利を得ることはできない。

(一〇) タイ国銀行が布告規定した禁止形態にある、もしくは資格を欠いている者である。

第二五条

金融機関の取締役、支配人、経営権限者または顧問の任命にあたっては、新たな人物の任命であっても、元の人物の再任であっても、タイ国銀行の承認を先に受けなければならない。

第一段に基づく承認においてタイ国銀行は、承認申請とタイ国銀行が定めた関係書類を全て受け取った日から一五業務日以内に審査を終える。タイ国銀行が当該期間内に承認審査結果を通知しなかった場合、タイ国銀行はその人事を承認したものとみなす。

第一段に基づく承認を受けた者がその後、第二四条に基づく禁止形態にあることが明らかになった場合、タイ国銀行は承認を取り消す。

第二六条

年次株主総会において、金融機関は取締役、支配人および経営権限者が金融機関から得ている利得および報酬について通知または総会で示す義務を有し、他の事業において取締役であることを総会で知らせる義務を有する。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に従う。

第一段の遵守のために、取締役は他の事業において取締役であることを金融機関に知らせる義務を有する。

第二七条

金融機関の事業遂行において取締役は善良なる管理者の注意をもってこれをなし、以下の件も含め、その金融機関の経営で連帯責任を負う。

(一) 金融機関が本法令を遵守するようにする。

(二) 金融機関の真実の財務および業務ポジションを示すため会計および関係書類を作成し、保管する。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に基づき株主、預金者および民衆が閲覧できるように公開しなければならない。

(三) その金融機関が損失を出し、第六七条に基づく六か月の期末時に株主資本が払込済み資本の五〇%未満に減ったことが明らかになった時、六か月ごとの会計期末から四か月以内に金融機関が株主総会を招集するようにし、株主資本が払込済み資本の二五%未満に減った時にはもう一度株主総会を招集し、株主に金融機関の財務および業務ポジションの事実について知らせるようにする。

第二八条

取締役は株主または預金者、もしくは金融機関の民衆からの資金調達によって生じた約束手形所持人に対し、タイ国銀行または金融機関検査官の本法令に基づく命令に従わなかったことによって生じた損害について連帯責任を有する。ただし自己が当該義務に忠実であり、不作為でなかったことを証明できる場合はその限りではない。

第三章

金融機関監督

第一節

自己資本および資産の保持

第二九条

金融機関はタイ国銀行が布告規定した原則に基づき自己資本を保持しなければならない。
タイ国銀行は金融機関の自己資本の種類および自己資本の計算原則を布告規定する権限を有する。

第三〇条

金融機関はタイ国銀行が布告規定した原則に従って資産、負債、義務またはその他の変数およびリスクとの比率において自己資本を保持しなければならない。

第一段に基づく布告規定において、タイ国銀行は、全種類もしくは各種類の資産、負債、義務またはその他の変数およびリスクの規模または種類に従って、資産、負債、義務またはその他の変数およびリスクとの比率において自己資本を保持させる一般的な布告規定をすることができる。もしくはいずれかの金融機関が高リスクを有していることが明らかな場合、タイ国銀行は相当と判断したところに基づきその金融機関に関係する行動を命じることもできる。

第三一条

金融機関はタイ国銀行が布告規定した原則に従って、金融機関または金融事業グループの自己資本およびリスクに係るデータを公開する。

第三二条

本法令の内容に基づき営業免許書を得た外国商業銀行の支店は、タイ国銀行が布告規定した原則に従ってタイ国内に資産を保持するか、外国に証券を有していなければならない、当該資産または証券を本法令に基づく自己資本であるものとみなす。

第一段に基づく資産または証券は以下からなる。

- (一) タイ国外に所在する外国金融機関の本店またはその他支店から持ち込んだ資金。
- (二) 資産減価への準備金および債務弁済のための準備金を除く諸準備金。もしくは
- (三) 各会計年度に生じた損失を控除した後の支店の会計年度ごとの純利益に加え、会計上において本店分として送金された利益金でまだ王国外に送金されていない利益金。

第二節

金融機関の投資

第三三条

第三四条および第三五条の規定下に、金融機関はタイ国銀行が布告規定した原則に従って自己の所有権とするために証券に投資することができる。

第三四条

金融機関が以下の比率を超えて会社の株式を直接または間接的に所持または所有することを禁じる。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に従う。

- (一) 全会社合計の株式所持または所有の場合、その金融機関の全自己資本の二〇%。
- (二) 各会社の株式所持または所有の場合、その金融機関の全自己資本の五%。もしくは
- (三) その会社の全払込済み株式数の一〇%。

必要性がある場合、タイ国銀行は第一段に基づく規定より低い株式保持または所有の最高比率を布告規定する権限を有するが、適用日から一五日以上前もって発表しなければならない。

金融機関が債務再構成、債務弁済、債務履行催告、信用供与の担保により、もしくは金融機関の事業支援である事業遂行のために、いずれかの会社の株式を所持または所有する必要がある場合、タイ国銀行は第一段に基づく比率を超えて株式を所持または所有できるよう緩和する権限を有する。このとき緩

和にあたっての原則を定めることもできる。

金融機関の関係者が所持する株式は、この規定に従い金融機関が所持または所有する株式と合算する。本条の内容は第五八条第三段に基づく場合には適用しない。

第三五条

金融機関が以下の証券を所持または所有することを禁じる。

(一) 同種事業を営む他の金融機関の株式または株式に係る証券。ただし債務弁済または信用供与の担保による取得である場合はその限りではないが、取得日から六か月以内に手放さなければならない。ここにタイ国銀行は緩和における原則を定めることもできる。

(二) タイ国銀行が布告規定した原則に基づくその金融機関の株式に係る証券。

第三節

営業

第三六条

商業銀行、ファイナンス会社またはクレジットフォンシエ会社はそれぞれ、商業銀行事業、ファイナンス事業またはクレジットフォンシエ事業のみ営業することができ、タイ国銀行が布告規定したところに基づき商業銀行事業、ファイナンス事業またはクレジットフォンシエ事業に関連する事業、もしくは必要な事業も営むことができる。ここに、タイ国銀行は金融機関および商業銀行の種類別に関連事業または必要な事業を布告規定することができ、その関連事業または必要な事業の営業における原則を定めることもできる。

第三七条

金融機関は少なくともタイ国銀行が布告規定した日時に基づき、その金融機関のオフィスにおいて営業する。ただしタイ国銀行から別段の許可を得ている場合はその限りではない。当該許可においてタイ国銀行は遵守する原則を定めることもできる。

一年において金融機関はタイ国銀行が布告規定したところに基づく祭日を有する。

金融機関はその金融機関のオフィスの公開された場所において営業日時および休業日時を告知する。

第三八条

金融機関はその呼称のいかんにかかわらず利息率、割引料および諸サービス料金についてのデータ、その金融機関に係るその他のデータを金融機関のオフィスの公開された場所において告知し、連絡またはその金融機関におけるサービス利用のためにやって来た民衆および顧客が当該データを知るようにし、タイ国銀行にその告知またはデータの写しを送り、報告する。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に従う。

金融機関はタイ国銀行が布告規定した原則に従い第一段に基づくデータをいずれかのメディアで告知する。

第三九条

消費者保護に資するために、タイ国銀行はいずれかの種類の金融機関が以下の件について遵守するよう布告規定する権限を有する。

(一) その金融機関が実施することのできる預金引受、民衆からの資金調達、資金借入、投資、信用供与、義務発生、およびその他の営業。

(二) 内容、利得計算方法または契約書式であるかどうかを問わず、タイ国銀行が定めたところに基づ

づく元本または金額を有する金融機関の営業における民衆、消費者または小口顧客との法律行為もしくは契約。

(三) 契約において元本の範囲を知らせることによる、もしくは保証人に金額制限のない形式で保証契約を結ばせる合意をさせないことによる人との保証契約。

はっきりと定められた場所、時間に返済しなければならない債務の保証であり、金融機関が債務者に最初の段階で延期を認めたが六か月以内に合意できなかった場合、金融機関は保証人に通知する。

(四) その法律行為または契約が金融機関だけに契約を変更する権利を与える場合の遵守事項。

(五) 金融機関に係るデータの公開。

第四〇条

金融機関は融資申請に訪れる民衆および顧客に年間サービス料の計算における方法と詳細を知らせ、掲示する。

第一段に基づく年間サービス料とはすなわち、利息、割引料およびサービス料を含む、金融機関が年に民衆および顧客から徴収する全費用のことである。

タイ国銀行は年間サービス料の計算方法を布告規定し、金融機関に遵守させる権限を有する。

第四一条

預金引受、民衆からの資金調達、信用供与、資金借入、投資、義務発生、手形またはその他の譲渡性証券の売買、もしくは外貨の売買に係る営業において、金融機関はタイ国銀行が布告規定した原則に従う。

第一段に基づく規定は預金または借入金の種類、人の種類、預金または借入書類の種類、もしくは証券の種類に従って定めることもできる。

金融機関の安定のため、および金融機関検査官の検査のために必要な事由がある場合、タイ国銀行は以下の件について金融機関に遵守させる権限を有する。

- (一) 金融機関の営業に係る法律行為。
- (二) 金融機関内部の監査および統制。
- (三) 金融機関の経営および管理。

第四二条

経済問題の解決に資するため、タイ国銀行は以下の件について布告規定する権限を有する。

(一) 金融機関が信用供与する、信用供与に似た形態にある取引をする、もしくはいずれかの種の事業における手形を保証する金額を定める。ここに、いずれかの時点における金融機関が信用供与、信用供与に似た形態の取引、手形保証する全額との比率、もしくは金融機関の自己資本との比率、あるいは民衆からの資金調達額との比率として定めることもできる。

(二) 金融機関がある種の事業に対し、増額して、または定められたレートを超えて信用供与する、もしくは信用供与に似た形態で取引することを禁じる。ここに、いずれかの時点において金融機関が各事業になす信用供与、信用供与に似た形態の取引の全額との比率として定めることもできる。

第四三条

以下の実施にあたって金融機関はタイ国銀行から前もって承認を受けなければならない。

(一) 総会に出席し、かつ決議権を有する株主の全票数の四分の三以上で決議する株主総会の決議に基づく、他者への全部または一部の主要な金融機関の事業の売却もしくは譲渡。

(二) 総会に出席し、かつ決議権を有する株主の全票数の四分の三以上で決議する株主総会の決議に基づく、他の会社の全部または一部の主要事業の購入または譲受。

(三) 金融機関の取締役、支配人または従業員ではない他者をして、損益を配分する目的をもって金融機関の経営もしくは他者との共同事業の全部または一部の権限を有するようにする契約、同意または委託。

第一段に基づく承認において、タイ国銀行は金融機関が遂行する原則を定め、遅滞なく大臣に報告する。

第四四条

クレジットフォンシエ以外の金融機関は、預金証書を発行する方法で、定められた期間満了時に支払う預金を引き受けることができる。

預金証書には以下の事項がなければならない。

- (一) 預金証書であることを示す名称。
- (二) 預金証書発行者である金融機関名。
- (三) 預金証書発行者の設置県。
- (四) 預金証書の発行日。
- (五) (もしあれば) 利息とともに定額が支払われる無条件の合意事項。
- (六) 支払期日。
- (七) 支払場所。
- (八) 預金者の名、もしくは所持人への支払いを示す語句。
- (九) 預金証書発行人の金融機関を代表して署名する権限を有する者の署名。

第四五条

民商法典の第七六四条から第七六六条まで、第八九九条から第九〇七条まで、第九一一条、第九一三条(一)および(二)、第九一四条から第九一六条まで、第九一七条第一段および第三段、第九一八条から第九二二条まで、第九二五条、第九二六条、第九三八条から九四二条まで、第九四五条、第九四六条、第九四八条、第九四九条、第九五九条、第九六七条、第九七一条、第九七三条、第九八六条、第九九四条から第一〇〇〇条まで、第一〇〇六条から第一〇〇八条まで、第一〇一〇条および第一〇一一条の規定を預金証書にも準用する。

第四六条

相当の事由がある場合、タイ国銀行は以下の件について金融機関が従うよう布告規定する。

- (一) 請求できる利息または割引料。
- (二) 支払うことができる利息または割引率。
- (三) 請求できるサービス料。
- (四) 請求できる頭金。
- (五) 請求すべき資産としての担保。
- (六) 信用供与に似た形式の取引により請求できる利得。
- (七) 請求できる違約金。

預金、貸付により預金者または人が金融機関、金融機関の従業員または被雇用者から受け取った、もしくは金融機関、その金融機関の従業員または被雇用者が金融機関の営業により受け取った金銭、財産、または金銭として計算できるその他の物は、利息、割引料またはサービス料であるものとみなすが、(三)に基づきタイ国銀行が定めるサービス料は、金融機関が(一)に基づき請求できる利息または割引料とはみなさない。

第一段の規定は事業、借入、民衆からの資金調達、もしくは金融機関が支払うまたは請求する事業の種類に応じて定めることができる。あるいは支払いまたは徴収の計算方法および期間を定めることもで

きる。

第四七条

金融機関はタイ国銀行が布告規定した原則に従い営業にあたって外部者のサービスを利用することができる。

第四節

信用供与における禁止事項

第四八条

第五九条の規定下に、金融機関が以下の行為を直接的、間接的になすことを禁じる。

(一) 金融機関の取締役、支配人、副支配人、支配人補佐、または別称の同等の地位にある者、経営権限者、もしくは当該人物の関係者に対する信用供与、信用供与に似た形態にある取引、もしくは債務保証。ただしタイ国銀行が定めた最高レートに基づくクレジットカードの形での信用供与、もしくはタイ国銀行が布告規定した原則に基づく当該人物に対する福祉としての信用供与はその限りではない。

(二) 金融機関の取締役、支配人、副支配人、支配人補佐、または別称の同等の地位にある者、経営権限者、もしくは当該人物の関係者が振出人、発行人または裏書人である手形の保証、または引受。

(三) 金融機関の取締役、支配人、副支配人、支配人補佐、または別称の同等の地位にある者、経営権限者、もしくは当該人物の関係者への、通常の功労金、月給、賞、およびその他の追加金ではない、その金融機関の行為または営業に対しての、もしくは行為または営業による報酬としての金銭またはその他の資産の支払い。

(四) 金融機関の取締役、支配人、副支配人、支配人補佐、または別称の同等の地位にある者、経営権限者、もしくは当該人物の関係者への何らかの資産の売却、贈与または賃貸。あるいはタイ国銀行が定めた最高合計金額を超える当該人物からの何らかの財産の購入または賃貸。ただしタイ国銀行から承認を受けた場合はその限りではない。

(五) タイ国銀行が布告規定した原則に基づく、金融機関の取締役、支配人、副支配人、支配人補佐、または別称の同等の地位にある者、経営権限者、もしくは当該人物の関係者へのその他の利益供与。

第四九条

第五九条の規定下に、金融機関が信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態にある取引を、大株主もしくは何らかの関係利害を有する事業に対してなし、ある時点でそれぞれに対しその金融機関のいずれかの種類の自己資本の五%、あるいは大株主または関係利害を有する事業の全債務の二五%のどちらか少ない方の額を超えることを禁じる。ここに、大株主の関係者に対する信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態の取引をその大株主のものとして数える。

相当の事由がある場合、タイ国銀行は大株主もしくは関係利害を有する事業に対する信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態の取引において、第一段に定めたレートを超える最高レートを定める権限を有する。ここに、タイ国銀行が布告規定した原則に従う。

第一段に基づく信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態の取引は、タイ国銀行が布告規定した原則に従う。

第一段および第二段に基づく関係利害を有する事業とは、金融機関、金融機関の取締役、金融機関の経営権限者、もしくは当該人物の関係者が合計で全払込済み株式の一〇%超を所有する会社を意味する。

第五〇条

金融機関が信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態にある取引を、いずれかの者に対し、

もしくはあるプロジェクトにおける複数の者に合計で、あるいは同一の目的で使用するために、ある時点でその金融機関のいずれかの種類の自己資本の二五%を超えてなすことを禁じる。ここに、タイ国銀行が布告規定した原則に従う。

第一段に基づく規定においてタイ国銀行は定められたレートを下回る金額または比率としてこれを定めることもできる。

金融機関が事業統合、債務再構成、もしくは資産管理会社に資産を売却、譲渡する場合、あるいはその他の相当の事由がある場合、タイ国銀行はその金融機関が一次的に第一段に従わなくてもよいようにすることができる。

第一段に基づく者が会社である場合、信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態にある取引をする金額は、タイ国銀行が定めたその会社の資本または自己資本との比率を超えないようにしなければならない。ただしタイ国銀行から緩和を受けた場合はその限りではない。

法人への信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態にある取引をする場合、その法人の親会社、子会社およびグループ会社への信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態にある取引も合算する。

いずれかの者への信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態にある取引である場合、その者の関係者への信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態にある取引も、その者のものに合算する。

第一段に基づく手形の購入、割引または割引引受による信用供与は、手形を売る所持人、および全段階での手形に基づく責任者への信用供与であるものとみなす。ただしタイ国銀行が布告規定した原則に基づく手形である場合はその限りではない。

タイ国銀行が布告規定した原則に基づく金融機関またはその他の会社から、金融機関が信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態にある取引におけるリスク保証を受けた場合、その金融機関は第一段に基づく当該リスク保証者の金融機関または会社に対し信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態にある取引をしたものとみなす。

第五一条

金融機関が信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態にある取引をタイ国銀行が布告規定した自己資本または資産との比率を超えて各種の事業に対してなすことを禁じる。

第五二条

以下の場合、第五〇条および第五一条の内容を金融機関に適用しない。

(一) 財務省が元本および利息を保証した信用供与または義務発生。ここに保証を受けた金額を超えない範囲で。

(二) 金融機関再建開発基金またはタイ国銀行への信用供与または義務発生。

(三) タイ政府証券、タイ国銀行証券、金融機関再建開発基金証券または預金保護機構証券、設置法のある国営企業が発行した証券、もしくは財務省、タイ国銀行、金融機関再建開発基金または預金保護機構が元本と利息を保証した証券の購入による投資。ここに額面価額を超えない範囲で。

(四) その金融機関の預金、タイ政府証券、タイ国銀行証券、金融機関再建開発基金証券または預金保護機構証券、設置法のある国営企業が発行した証券、もしくは財務省、タイ国銀行、金融機関再建開発基金または預金保護機構が元本と利息を保証した証券を担保とする信用供与。ここに担保である預金の額、もしくは証券の額面価額を超えない範囲で。

(五) タイ国銀行が布告規定した原則に基づく証券売却保証。

(六) タイ国銀行が布告規定した原則に基づく金融機関間の貸付。

(七) 低リスクまたは政府証券と同等のリスクを有する信用供与、投資、義務発生または信用供与に

似た形態にある取引。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に従う。

(八) 商業目的の信用状（レター・オブ・クレジット）の発行。

第五節

金融事業グループ

第五三条

金融事業グループは以下の形態を有する金融機関および金融事業または金融事業支援事業を営むその他の会社から構成される。

(一) 金融機関を親会社とし、単独または複数の子会社のある金融事業グループ。

(二) 金融機関ではない親会社と金融機関である子会社一社またはグループ会社である複数社からなる金融事業グループ。

第五四条

タイ国銀行からの許可を得ずに金融事業グループを設立することを禁じる。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に従う。

第五五条

第一六条から第二二条までの内容を金融機関の親会社の株式所有または保有に準用する。

第二五条の内容を金融機関の親会社および金融機関の金融事業を営む子会社の取締役、支配人、経営権限者または顧問の選任に準用する。

その件について特別に原則を定めた金融機関の親会社または子会社の事業を統制する法律がある場合、第一段および第二段の内容を金融機関の親会社または子会社に適用しない。

第五六条

金融事業グループの会社はタイ国銀行が布告規定したところに基づく金融事業もしくは支援事業のみ営むことができ、他の商業または事業を営むことはできない。

第一段に基づく金融事業または支援事業において、タイ国銀行は当該事業の原則を布告規定することができる。ただしその件について特別に営業原則を定めた事業統制の法律がある場合はその限りではない。

第五七条

金融事業グループの堅固性の検査に資するため、タイ国銀行は同一の法人であるのと同じ形態で金融機関、その金融機関の親会社、子会社およびグループ会社を監督および検査する権限を有する。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に従う。ただしその件について特別に営業原則を定めた事業統制の法律がある場合はその限りではない。

第一段に基づく実施において、タイ国銀行はその金融機関の金融事業グループの自己資本または資本の比率を資産、負債、義務、もしくはその他の変数およびリスクとの比率として定める、あるいはその金融機関の金融事業のその他の比率を定める権限、金融事業グループのデータ公開を定める権限を有する。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に従う。

第五八条

金融機関がタイ国銀行の許可を得ずに子会社を設立する、または有することを禁じる。

第一段に基づく許可においてタイ国銀行は金融機関または子会社が遵守するその他要件を定めること

もできる。

金融機関が全自己資本またはいずれかの種類の自己資本との比率を超えて株式価額の合計額を有する形で子会社の株式を購入または保有することを禁じる。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に従う。

第五九条

金融機関は金融機関の親会社、子会社またはグループ会社と信用供与もしくは取引をなすことができるが、タイ国銀行が布告規定した以上の信用供与または取引は、タイ国銀行から許可を得ない限りこれをなすことはできない。

第一段に基づく取引とは以下を意味する。

(一) 資産の売買、および親会社、子会社またはグループ会社からの買戻し契約を有する資産も含める。

(二) 親会社、子会社またはグループ会社により発行された証券の担保引受、信用供与、もしくは親会社、子会社またはグループ会社のための保証書または信用状の発行。

(三) 親会社、子会社またはグループ会社が利益を受ける取引。

親会社、子会社またはグループ会社の関係者との信用供与もしくは取引は、当該会社との信用供与または取引であるものとみなす。

第六節

資産の等級分類と引当金

第六〇条

金融機関は損傷した、または損傷するかもしれない資産および義務を等級付けし、タイ国銀行が布告規定した原則に基づき当該資産および義務について帳簿から除外するか引当金を計上する。

帳簿から除外していない、もしくは引当金を計上していない部分の等級付けした資産または義務を自己資本から取り除いた時に、自己資本が第三〇条に基づき保有していなければならない額を下回ることが明らかな場合、タイ国銀行はその金融機関が第一段に基づく原則に従えるようになるまで関係する方策を定める権限を有する。

第一段に基づき布告規定する原則により金融機関が帳簿からの資産の除外または引当金計上を増やさなければならない結果をもたらす場合、施行日より三〇日以上前もって布告しなければならない。

第六一条

金融機関はタイ国銀行が布告規定した原則に基づき、損傷していないその他資産および義務について引当金を計上する。ただし、ここに損傷していないその他資産および義務の五%を超えて計上することはできない。

第六二条

金融機関はタイ国銀行が布告規定した原則に基づき等級付けされた資産について、収入として認識していた延滞利息の認識を中止し、リストを廃止する

第七節

資産管理と流動性資産保持

第六三条

金融機関はタイ国銀行が布告規定した原則に基づき預金引受、資金借入または民衆からの資金調達と

関係性を有するように資産、負債および義務を管理する。

第六四条

金融機関はタイ国銀行が布告規定したレートを下回らないレートで、全ての、もしくは各種ごとの預金引受残高または貸付残高との比率をもって流動性資産を保持する。

タイ国銀行は金融機関がいくつかの種類で、もしくは全種類での流動性資産を保持するよう布告規定する、あるいは一般的な何らかのレートにおける各種類ごとの比率を布告規定する、または相当の事由がある場合は特例として布告規定することができる。

第一段または第二段の布告規定が金融機関の流動性資産比率を増やす結果をもたらす場合、施行日より一五日以上前もって布告しなければならない。

第六五条

流動性資産とは以下の資産である。

- (一) 現金。
 - (二) タイ国銀行への預金。
 - (三) 他の金融機関への純預金。
 - (四) 義務なしの預金証書。
 - (五) 義務なしのタイ政府証券、タイ国銀行証券または金融機関再建開発基金証券。
 - (六) 財務省、タイ国銀行、または金融機関再建開発基金が元本のみ、もしくは利息共に保証し、かつ義務なしの社債または債券。
 - (七) 財務省、タイ国銀行または金融機関再建開発基金がリスク補償における最終責任を引き受けたその他の資産。ここにタイ国銀行が布告規定したところに従う。
 - (八) タイ国銀行が布告規定した原則に基づく流動性、信頼性を有するその他の資産。
- (四) (五) (六) および (八) に基づく流動性資産は譲渡可能でなければならない。

第八節

会計作成・報告および会計監査人

第六六条

金融機関は事実に基づき業績および財務ポジションを示すために、関係公務機関が承認した職業団体により定められた会計基準およびタイ国銀行が布告規定した原則に従い会計帳簿を作成する。

第六七条

金融機関は六か月ごと、およびその金融機関の会計年度である一二か月ごとに、タイ国銀行が布告規定した形式に従い財務諸表を作成し、その会計年度においてタイ国銀行が会計監査人として承認した会計監査人による監査があり、意見表示がなければならない。

金融機関は会計監査人の監査を受け、金融機関の取締役よりその正当性を保証されたところの第一段に基づき作成した財務諸表をその金融機関の本店および支店の公開された場所で開示するとともに、タイ国銀行が布告規定した原則に従っていずれかのメディアで開示し、タイ国銀行に提出する。

第一段に基づく会計年度の最初の六か月の会計期における財務諸表の作成、第一段に基づく監査と意見表示、および第二段に基づく開示とタイ国銀行への提出は、会計期末日から三か月以内に実施完了する。

第一段に基づく会計年度期における財務諸表の作成、第一段に基づく監査と意見表示は、株主総会への提出前に実施完了し、第二段に基づく開示とタイ国銀行への提出は、株主総会で承認された日から二

一日以内に実施完了する。ここに全ての実施期間はその会計年度末日から四か月を超えてはならない。
本条の規定は外国商業銀行の支店には適用しない。

第六八条

外国商業銀行の支店は、外国商業銀行が財務諸表を開示した日から一か月以内に、その外国商業銀行の支店の公開された場所において外国商業銀行の財務諸表を開示する。

外国商業銀行の支店はタイ国銀行が布告規定した形式に従い、その外国商業銀行の支店の会計年度である各一二月ごとに財務諸表を作成する。

外国商業銀行の支店は会計監査人の監査を受け、意見表示されたところの第一段に基づき作成した財務諸表をその外国商業銀行の支店の公開された場所で開示するとともに、タイ国銀行が布告規定した原則に従っていずれかのメディアで開示し、タイ国銀行に提出する。

第六九条

タイ国銀行が第六七条に基づき承認した会計監査人は、会計法に基づき定められた基準に加えてタイ国銀行が布告規定したところに基づく増補規定に従うよう財務諸表に意見を表示するためマナーを維持し、会計監査を実施しなければならず、その金融機関が第六七条に基づく期限を遵守できる期間内に財務諸表への意見表示を終える。

金融機関が会計帳簿記載を構成する書類を作成した、もしくは真実と合致しない会計帳簿記載をなした場合、会計監査人は自己が意見表示のために署名しなければならない監査報告書に、財務諸表に影響を及ぼす会計の重要内容である事実関係を公開し、その状況についてタイ国銀行に報告する。

第一段または第二段に従わない会計監査人は、タイ国銀行が第六七条に基づく会計監査人としての承認を取り消すこともできる。

第七〇条

いずれかの金融機関に不正があったと信じられる相当の事由がある場合、会計監査人は直ちにタイ国銀行に通知し、関係書類または証拠を送付する。

第七一条

タイ国銀行は金融機関、親会社、子会社、グループ会社、もしくはその金融機関の金融事業グループ内の会社に、どんな形式であっても報告書またはデータを送付させる、あるいはタイ国銀行が定めた期間または時期に従って書類を提示させる、その報告書、データまたは書類を解説、補足するため説明させることができる。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に従う。

タイ国銀行は、金融機関の取締役、支配人、従業員、被雇用者、経営権限者または会計監査人をして定められた期間内に証言させる、金融機関の事業に係るデータ、帳簿、書類および証拠を提示させるよう金融機関に命じることができる。

第一段および第二段に基づき送付または提示された財務諸表、報告書、データ、書類または説明において、金融機関は遺漏なく、真実と合致させなくてはならない。金融機関が第一段に基づき送付または提示した財務諸表、報告書、データ、書類または説明に遺漏があり、曖昧・不明瞭だとタイ国銀行が判断した場合、もしくはタイ国銀行が必要で相当だと判断した場合、タイ国銀行は監査とその報告のために会計監査人または専門家を任命する権限を有する。このときその金融機関が費用を負担する。

第九節

合併・譲渡・解散

第七二条

いずれかの金融機関が他の金融機関と合併する場合、その金融機関の免許書は廃止される結果をもたらす。

第七三条

いずれかの金融機関が他の金融機関と合併する、もしくは全部のまたは重要な一部の事業を他の金融機関に譲渡する、あるいは他の金融機関から譲り受ける場合、もしくはいずれかの金融機関またはいずれかの金融機関の大株主が合併または事業の譲渡もしくは譲受のために他の金融機関の株式を購入または保有する場合、金融機関が同種または異種であっても、金融機関のステータスまたは事業運営の堅固性が増す結果をもたらすのであれば、金融機関または金融機関の大株主はタイ国銀行にその詳細を示すプロジェクトとして提出する。タイ国銀行が承認すればタイ国銀行は当該承認を発表する。ここに、実施期間および原則を定めることもできる。

第一段に基づく承認を受けたプロジェクトに基づく実施において、関係する金融機関が以下の規定に係る実施が必要であれば、当該規定の適用を免除される。

(一) 民商法典の第二三七条、第一一一七条、第一一一九条、第一一四五条、第一一八五条、第一二二〇条、第一二二二条、第一二二四条、第一二二五条、第一二二六条、第一二三八条および第一二四〇条。

(二) 仏暦二五三五年公開会社法令の第三一条、第三三条第二段、第五二条、第五四条第二段、第一〇二条、第一〇七条、第一三六条(二)、第一三七条、第一三九条、第一四〇条、第一四一条、第一四六条、第一四七条および第一四八条。

(三) 仏暦二四八三年破産法令の第一一四条および第一一五条。ここに資産譲渡に係る、もしくは合併または事業の譲受による資産に係る何らかの行為についてのみ(免除する)。

第二段に基づく実施において、いずれかの者に損害が生じる場合、合併する、もしくは全部または一部事業を譲り受ける金融機関は共同でその損害の賠償責任を負う。

第七四条

第七三条に基づくタイ国銀行の承認発表があった時、合併する、もしくは全部または一部事業を譲渡する、あるいは譲り受ける金融機関は合併、事業の譲渡または譲受を検討するために株主総会を開く。ここにおいて民商法典または公開会社法に基づく合併、事業譲渡または譲受のための株主総会に係る規定を適用しない。

第一段に基づく株主総会では、第七三条に基づくタイ国銀行の承認があった日から七日が経過した時、株主総会開催日まで金融機関は株式譲渡の登録受付を中止し、七日以上一四日以内前もって株主に招集を通知することで株主総会を招集する。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に基づき招集通知を公告する。

総会において、総会に出席した株主の票数の四分の三以上承認票があれば、その合併、事業譲渡または譲受は合法にであるものとみなす。

国の機関または国営企業がいずれかの金融機関の株式を九〇%以上保有する場合、第七三条に基づくタイ国銀行の承認発表があった時、タイ国銀行の承認を株主総会の決議とみなし、その合併、事業の譲渡または譲受は第一段に基づく株主総会の開催なしに合法であるものとみなす。

第七三条に基づくタイ国銀行の承認発表があった合併、事業の譲渡または譲受のための実施中に、第七三条に基づく金融機関を破産訴訟で訴えることを禁じる。

第七五条

第七三条第一段に基づく金融機関において、民商法典の第三〇五条に基づき譲受人のものに帰する抵

当権、質権または保証で生じる権利ではない別の担保を有する資産の譲渡があるとき、その別の担保は合併または事業を譲り受ける金融機関のものに帰する。

第七六条

第七三条第一段に基づく金融機関において、裁判所での訴訟として請求権の実行の訴えがあるとき、合併する、または事業を譲り受ける金融機関は当該訴訟で代理訴訟当事者としての権利を帯び、新たな証拠をもってすでに提出された書類に反対する、尋問済みの証人に反対尋問する、検証済みの証拠を反証することができ、裁判所がその請求権に基づく実行の判決を下した場合、その判決に基づき債権者または債務者として権利を帯びる。

第七七条

タイ国銀行の承認を受けた全部または一部の事業譲渡において、本節に規定したところに基づき実施することができ、当該事業譲渡に係る請求権の譲渡は民商法典の第三〇六条に基づき債務者への譲渡を主張する必要はないが、民商法典の第三〇八条に基づき対抗する債務者の権利は損なわない。

第七八条

廃業または一時休業したい金融機関はタイ国銀行から前もって許可を得なければならない。ここにタイ国銀行が布告規定した原則に従う。

第七九条

タイ国銀行が本節の規定に基づき承認した時、遅滞なく大臣に報告する。

第一〇節

一般監督

第八〇条

金融機関が以下の行為をなすことを禁じる。

(一) タイ国銀行から許可を得ないで減資する。ここにタイ国銀行の許可において減資における原則を定めることもでき、民商法典の第一一一七条、第一二二五条、第一二二六条、および仏暦二五三五年公開会社法令の第一三九条第一段、第一四一条を適用しない。

(二) 以下の場合を除く不動産の購入または保有。

(a) タイ国銀行から許可を得たその金融機関の営業地または宿泊所としての使用のため、もしくは従業員および被雇用者の相当の福利厚生のため。ここにタイ国銀行の許可において原則を定めることもできる。

(b) 債務弁済、信用供与保証による取得、裁判所命令または管財官による競売においてその金融機関が引き受けた抵当不動産の購入。ただしその不動産が金融機関のものとなった日から五年以内に当該不動産を手放さなければならない。必要な事由がある場合、タイ国銀行は原則を定めることにより当該不動産放出期限を延長することができる。

(c) タイ国銀行が定めた原則に基づき住宅金融事業を営むファイナンス会社またはクレジットフオンシエ会社が購入した、もしくは保有した不動産である。

(三) その金融機関の株式の担保としての受取、もしくは同種金融機関である別の金融機関からの同種金融機関の株式の担保としての受取。

第八一条

以下の実施があった場合、金融機関はその実施日から一五日以内にタイ国銀行に文面で通知する。

- (一) 金融機関の定款、付属定款の改定増補。
- (二) 金融機関の取締役、執行役員、支配人または経営権限者の変更。

第八二条

タイ国銀行の金融機関検査に資するため、金融機関はタイ国銀行が布告規定した原則に従いデータ、帳簿、書類、印章、もしくは事業、資産および負債に係るその他の証拠を保管する。

第八三条

いずれかの金融機関がタイ国銀行が布告規定した原則に基づき通常営むべき量で許可を得た事業を営んでいない場合、タイ国銀行は当該原則に基づき営業するようその金融機関に命じることができる。ここにその原則および期間を定めることもできる。金融機関がタイ国銀行の命令に基づき行動しない場合、タイ国銀行はその金融機関の事業閉鎖を命じることができる。

タイ国銀行が第一段に基づき事業閉鎖を命じた時、金融機関の免許書の取消を大臣に提案し、その金融機関を清算する。

第四章

金融機関検査

第八四条

金融機関が良好な経営管理システムを有するようにするため、タイ国銀行は金融機関が種々の委員会を設置するよう布告規定する権限を有するとともに、委員会の構成、資格および権限義務を定める権限を有する。

第八五条

タイ国銀行は金融機関、親会社、子会社またはグループ会社、および金融事業グループ内の会社に加え、その金融機関の債務者および関係者の事業、資産および負債を一般検査もしくは特別検査するため、タイ国銀行職員または外部者を金融機関検査官に任命する権限を有する。

金融機関検査官は以下の権限義務を有する。

(一) 金融機関の取締役、従業員または被雇用者、金融機関の会計監査人、およびコンピュータ・システムまたはその他の設備により金融機関のデータを収集または編集する者に命じて、金融機関の事業、資産および負債に係る証言をさせる、もしくはデータ、帳簿、書類、印章またはその他証拠の写しを送付させる、あるいは示させる。

(二) 本法令に従った金融機関の遂行に係る検査のため、金融機関の営業所、もしくは金融機関への支援となるサービス提供者の営業所に立ち入る。

(三) 本法令に違反した営業がある、もしくは当該行為に係る証拠または書類があると信じられる相当の事由がある場合、日照時間内またはその業務時間内に検査のため何らかの場所に立ち入る。立ち入り、検査に着手したが、検査を終えることができない場合は、タイ国銀行から許可を得た時に夜間またはその場所の業務時間外であっても検査を続行することができる。

(四) 検査または訴訟手続きに資するため本法令違反行為に係る資産、書類または物品を押収する、もしくは差し押さえる。当該押収または差し押さえ命令にあたっては事由、必要性、その押収または差し押さえを受ける者の権利を示さなければならない。

(五) 金融機関の親会社、子会社、グループ会社および金融事業グループ内の会社の営業所におけるポジションまたは業務を立ち入り検査し、関係者に証言させる、事業、資産または負債に係るデータ、

帳簿、書類、印章またはその他証拠を送付させ、もしくは示させるよう命じる。

(六) 金融機関が第四八条、第四九条、第五〇条、第六六条に違反していると疑える相当の事由がある、もしくは金融機関の営業において悪意の違反があると信じられる相当の事由がある場合、金融機関の債務者または関係者の営業所におけるポジションまたは業務を立ち入り検査し、関係者に証言させる、事業、資産または負債に係るデータ、帳簿、書類、印章またはその他証拠を送付させ、もしくは示させるよう命じる。

第一段に基づく金融機関検査官の職務遂行において、金融機関検査官はいずれかの者を職務遂行で自己を支援するための職務を果たさせるよう委任する権限を有する。

金融機関検査官はタイ国銀行が布告規定した形式に基づき、第一段に基づく検査をタイ国銀行に報告する。

第八六条

金融機関検査官および第八五条第三段に基づく者の職務遂行にあたって、関係者は相当の便宜を供する。

第八七条

第八五条に基づく職務遂行において、金融機関検査官はタイ国銀行が発行した身分証明書を関係者に提示する。

金融機関検査官の身分証明書はタイ国銀行が布告規定した形式に従う。

第八八条

金融機関検査官は刑法典に基づく捜査官とする。

第五章

金融機関の地位または業務遂行の修正

第八九条

金融機関、取締役、支配人または経営権限者が本法令、もしくは本法令の権限に依拠した規定または告示、あるいは免許書に定められた原則に違反した、もしくは遵守しなかった場合、タイ国銀行は以下を実施する権限を有する。

(一) 本法令違反または不遵守である行為を止めるよう金融機関もしくは関係者に警告書を発する。

(二) 本法令、もしくは本法令の権限に依拠した規定または告示、あるいは免許書に定められた原則への違反行為を禁じ、遵守するよう命じる。

(三) いずれかの、もしくは全ての取締役、支配人または経営権限者を解任するよう命じる。このとき当該命令は株主総会の決定であるものとみなす。

(三) に基づき解任された取締役、支配人、経営権限者が当該行為に自己が関与していなかった、もしくは責任がなかったと証明できる場合、タイ国銀行はその者を元の地位に再任することもできる。

第九〇条

金融機関が民衆の利益に損害を生じさせる事由となるような形態にあるポジションまたは業務を有している場合、タイ国銀行は以下を実施する権限を有する。

(一) 金融機関に対しポジションまたは業務の是正を命じる。

(二) 金融機関に対し定められた期間内に減資、増資または減増資双方をなすよう命じる。このとき金融機関が命令を知った日から九〇日以内でなければならない。金融機関が定められた実施をしない、

もしくはできない場合、当該命令は命令における期限日をもって株主総会の決定であるものとみなす。ただし金融機関のポジションおよび業務を支援するため急ぐ必要がある場合、タイ国銀行は金融機関に対し直ちに減資、増資または減増資双方をなすよう命じる。このとき当該命令は株主総会の決定であるものとみなす。ここに、民商法典の第一一一七条、第一二二〇条、第一二二二条、第一二二四条、第一二二五条、第一二二六条、および公開会社法令の第一三六条第二段（二）、第一三七条、第一三九条、第一四一条を減資または増資、もしくは増資株の募集に適用しない。

（三）金融機関に対し一次的に全部または一部の業務を停止するよう命じる。

（四）金融機関に対し相当との判断に基づき取締役、支配人または経営権限者のいずれかの者、もしくは全員を解任し、別の者を直ちに就任させるよう命じる。ここに当該命令は株主総会の決定であるものとみなす。

（五）金融機関の（公的）管理を命じる、もしくは事業閉鎖を命じる。

タイ国銀行は第一段に基づく実施を遅滞なく大臣に報告し、タイ国銀行が第一段（五）に基づき事業閉鎖を命じた場合はその金融機関の免許書を取り消すよう大臣に提言する。

第九一条

第八九条（三）または第九〇条（四）に基づき取締役、支配人または経営権限者を解任されたことにより被雇用者でなくなった者は、労働保護法または国営企業労働関係法に基づく補償を受ける権利、さらに雇用契約に基づく退任時のその他権利を受け取る権利はない。ただし厚生基金法の下での合意に基づく権益はその限りではない。

第九二条

以下の場合、金融機関が民衆の利益に損害をもたらす事由となる形態でのポジションまたは業務を有しているものとみなす。

（一）金融機関、取締役、支配人または経営権限者が第八九条（二）に基づく命令に違反している。

（二）金融機関、取締役、支配人または経営権限者が第三〇条、第三三条、第三四条、第四八条、第四九条、第五〇条、第五一条、第五七条、第五八条、第五九条、第六〇条、第六一条、第六三条または第六四条に違反している、もしくは従っていない。

（三）金融機関、取締役、支配人または経営権限者が第六六条に基づき真実に従った業績および財務ポジションを示すため帳簿を作成していない、もしくは虚偽の内容を記載する、あるいは帳簿、書類を偽造することで、本法令における自己資本、資産、流動性資産、準備金引当、資産の等級分け、およびその他の件に係る原則に従った堅固な財務と業務のポジションを有しているか評価をできなくさせている。

（四）金融機関が支払い義務に基づく支払いを停止した。

（五）金融機関が損失を出し、タイ国銀行から見て、その金融機関は法律に基づく自己資本維持ができないと判断できる相当の事由がある。ここに第九六条に基づくケースであるかどうかは問わない。

第九三条

支払い義務に基づく支払いを停止した金融機関は直ちに、タイ国銀行にその事由とともに支払停止を通知し、タイ国銀行から文面で許可を得た場合を除き何らかの事業遂行をなすことを禁じる。

タイ国銀行は第一段に基づく場合、検査のために金融機関検査官を任命し、金融機関検査官の検査報告を受けた時、タイ国銀行は金融機関の（公的）管理、事業停止を命じる、または相当の判断に従った命令を発する権限を有する。

タイ国銀行が第二段に基づき事業停止を命じた時、その金融機関の免許書取消を大臣に提言する。

第九四条

以下の場合、金融機関は自己資本が第三〇条に基づき維持しなければならない自己資本を下回る結果をもたらす金銭、資産または報酬支払いをなすことを禁じる。

(一) 資本返還としての株主への金銭または資産の支払い。

(二) 金融機関の取締役、支配人または経営権限者への通常の賃金ではない経営報酬もしくはその他の利得の支払い。

タイ国銀行は金融機関に対し、その金融機関の財務負担減または財務ポジション是正につながる株主としての立場における株式または利得の買い戻し、償還、放棄もしくは取得を許可することができる。

第九五条

第三〇条に基づき維持しなければならない自己資本を下回る場合、金融機関は以下の原則に基づき承認を求めるため、タイ国銀行に財務ポジションおよび業務の是正のための計画を提案する。

(一) 金融機関が(過小自己資本を)知った日から六〇日以内に計画の提案をなさなければならない。

(二) (一)に基づく計画には少なくとも以下の事項から構成されていなければならない。

(a) 十分な自己資本を有するようになるためのプロセス。

(b) 計画の期間内の各四半期における自己資本レベル。

(c) 事業計画。

(d) 金融機関が第三〇条に基づき維持しなければならない自己資本を下回っていることを知った日から一年以内に計画に従った実施期間を終える。

タイ国銀行は計画を受理した後、受理日から三〇日以内に承認するかどうかを検討し、当該期間内に金融機関に通知する。ここにおいて原則または期限を定めることもできる。

金融機関が(一)に基づく期間内に計画を提出しない、または提出計画が承認を得られない、もしくは計画に従って実施しない、あるいは実施が承認を受けた計画、もしくはタイ国銀行が第二段に基づき定めた原則または期限に従っていない場合、タイ国銀行は相当との判断に基づき金融機関に何らかの実施を命じる、もしくはその金融機関の事業閉鎖を命じる権限を有する。

タイ国銀行が第三段に基づき事業閉鎖を命じた時、その金融機関の免許書を取り消すよう大臣に提言する。

第九六条

金融機関が第三〇条に定められたところに基づくレートの六〇%を下回る自己資本しかない場合、タイ国銀行はその金融機関の(公的)管理に入ることを命じる。ただしタイ国銀行が当該管理命令により経済システム全体に重大な影響または損害をもたらす、もしくはその金融機関が短期間に法律の定めた基準を上回る自己資本に是正できると判断すれば、タイ国銀行は金融機関管理を命じなくてもよい。

第一段に基づく実施のほか、子会社の資産が負債に対し十分でない、もしくは子会社が三か月連続で通常の債務返済ができないことが明らかであれば、タイ国銀行はその金融機関に対し子会社の事業中止および清算を命じる、あるいは相当との判断に基づくその他の命令をなすことができる。

第九七条

金融機関が第三〇条に定められたところに基づくレートの三五%を下回る自己資本しかない場合、タイ国銀行はその金融機関の事業閉鎖を命じる。ただしタイ国銀行が当該管理命令により経済システム全体に重大な影響または損害をもたらすと判断すれば、タイ国銀行は金融機関管理を命じなくてもよい。

タイ国銀行が第一段に基づき事業閉鎖を命じた時、その金融機関の免許書を取り消すよう大臣に提言する。

第九八条

タイ国銀行が第九〇条(五)、第九三条、第九五条または第九七条に基づき金融機関の事業閉鎖を命じ、大臣が免許書を取り消した時、その金融機関を清算する。

第九九条

タイ国銀行が金融機関に何らかの実施を命じた時、もしくは本章の内容に基づく金融機関に係る報告を受け取った時、タイ国銀行は遅滞なく大臣に報告する。

第六章

金融機関の管理介入

第一〇〇条

本章において、

「預金保護機構 (サターバン・クムクロン・グンファーク)」とは、預金保護機構法に基づく預金保護機構を意味する。

第一〇一条

タイ国銀行がいずれかの金融機関の管理を命じた時、預金保険機構およびその金融機関に文面で命令を通知し、その金融機関のオフィスの公開された場所に掲示するとともに、官報に公示し、タイ国銀行が布告規定した原則に基づきメディアで発表する。

第一段に基づく金融機関が上場企業の場合、タイ国銀行は証券取引所に文面で命令を通知する。

第一〇二条

いずれかの金融機関の管理命令が出た時、タイ国銀行はその金融機関の管理委員会を任命、発表する。管理委員会は一人の委員長と二人以上、四人以下の委員からなり、預金保護機構が推薦した一人以上の委員を有するようにする。

委員長が職務を遂行できない場合、タイ国銀行はいずれか一人の委員を委員長代行に任命する。

委員会の決議は多数決をもってこれをなし、委員一人は一票を有し、票数が同じ場合は会議の議長が決定票を投じる。

第一〇三条

金融機関管理委員は第二四条に基づく金融機関の取締役と同じ資格を有し、かつ禁止状態にあつてはならず、金融機関管理委員の地位における権限義務と相反する利得を有してはならない。

金融機関管理委員は金融機関の取締役と同じ権限義務を有する。

第一〇四条

タイ国銀行がいずれかの金融機関の管理命令を通知した時、その金融機関の取締役、従業員および被雇用者が事業運営することを禁じる。ただし金融機関管理委員会から委託された場合はその限りではない。

金融機関管理委員会は何らかの遂行のために一人または複数の金融機関管理員を任命する権限を有する。金融機関管理委員会は管理命令を受けた金融機関の全ての事業運営権限および義務を有し、委員長をその金融機関の代表者とする。

被管理金融機関の取締役、従業員および被雇用者は以下を実施する。

- (一) 金融機関の財産および利益の保護のための管理。

(二) 金融機関管理委員会への事業の報告、金融機関の事業および資産に係るデータ、帳簿、書類、印章またはその他証拠とともに資産の引き渡し。

金融機関の資産または書類の占有者は遅滞なく金融機関管理委員会にその占有を通知する。

第一〇五条

被管理金融機関が不適当かつ不公正に高い利息負担を有すると判断した場合、金融機関管理委員会は預金保護機構理事会の承認のもとに当該利息率を引き下げる権限を有する。ここに預金者に事前に告知しなければならないが、告知日から七日が経過した時に利息率の引き下げを開始することができる。

第一〇六条

被管理金融機関の契約に基づく義務が得られる利益を超えて負担になっていると判断した場合、金融機関管理委員会は当該負担の軽減のために財産の所有者、契約当事者または関係者と合意することができる。

第一〇七条

被管理金融機関の経営者雇用契約が不相応な要件を有する、または過度に高い報酬または権益を定めている、もしくは被管理金融機関が経営者の経営または不作為により損害を受けていると判断した場合、金融機関管理委員会は当該経営者を解雇する、もしくは報酬・諸権益の支払いを中止する、または減らす権限を有する。

第一〇八条

金融機関管理委員会が金融機関の合併または事業譲渡が相当と判断した場合、当該合併または事業譲渡に第三章の第九節合併・譲渡・解散の規定を準用する。ここに、金融機関管理委員会の決定は株主総会の決定であるものとみなし、金融機関管理委員会はその金融機関の取締役役に代わって実施に移す権限を有する。

第一〇九条

金融機関管理委員会はタイ国銀行に対し、タイ国銀行から期限の延長を受けた場合を除き金融機関管理委員会の設置命令があった日から一二〇日以内に、財務データおよびその事由とともに被管理金融機関の事業継続の是非について報告する。

金融機関管理委員会が事業継続が相当と判断した場合、金融機関管理委員会はタイ国銀行に当該金融機関の再建計画を提出する。金融機関再建計画は少なくとも以下の事項から構成されていなければならない。

(一) 十分な自己資本があるようにするプロセス。

(二) 四半期ごとにおける自己資本レベル。

(三) 事業計画。

(四) 金融機関管理委員会が第一段に基づきタイ国銀行に報告した日から一年以内の計画に基づく実施期間。

(五) (もしあれば) 合併または事業譲渡計画。

タイ国銀行が第一段に基づく金融機関管理委員会の報告を受け取った時、遅滞なく大臣に報告する。

第一一〇条

金融機関管理委員会が被管理金融機関の事業継続が相当と報告した時、タイ国銀行は金融機関管理委員会からの報告を受け取った日から一五日以内に当該報告の承認または不承認を命じなければならない。

タイ国銀行が第一段に基づく金融機関管理委員会の報告を承認したとき、金融機関管理委員会が提案した金融機関再建計画に従って実施する。ここに合併中止を命じることもでき、官報またはタイ国銀行が布告規定した原則に基づきメディアで合併中止命令を公示する。

タイ国銀行が金融機関管理委員会の報告もしくは金融機関再建計画の不承認を命令した場合、どんな事由であっても以後の手続きはできず、タイ国銀行はその金融機関の事業閉鎖を命じる。

タイ国銀行が第三段に基づき事業閉鎖を命じた時、その金融機関の免許書を取り消すよう大臣に提言する。

第一一一一条

金融機関管理委員会が被管理金融機関が事業継続できそうもないと報告した場合、タイ国銀行はその金融機関の事業閉鎖を命じ、官報またはタイ国銀行が布告規定した原則に基づきメディアで合併中止命令を公示する。

タイ国銀行が第一段に基づき事業閉鎖を命じた時、その金融機関の免許書を取り消すよう大臣に提言する。

第一一二条

タイ国銀行が第一一〇条第三段または第一一一一条第一段に基づきいずれかの金融機関の事業閉鎖を命じ、大臣が免許書を取り消した時、その金融機関を清算する。

第一一三条

金融機関が管理下に置かれた、もしくは免許書を取り消された場合、社債またはその他の債務性証券の購入者、もしくはその金融機関の債務における請求権の譲渡を受けた者は、当該措置後にその社債、債務性証券または譲渡を受けた請求権をもって、その者が金融機関に対して有する債務と相殺することを禁じる。

第一一四条

本章に基づく金融機関の合併に資するため、金融機関管理委員会または委任された金融機関管理員は、金融機関管理委員会または金融機関管理員が定めた期間内に、いずれかの者に証言させる、もしくは被管理金融機関の事業および資産に係るデータ、帳簿、書類、印章またはその他証拠を示す、もしくは送付するよう命じる権限を有する。

第一一五条

金融機関管理委員または金融機関管理員はタイ国銀行が定めた報酬を受け取る。

第一一六条

金融機関管理における費用および報酬はその金融機関の資産から支払われる。

第一一七条

第八節会計作成・報告・会計監査人を除き、第三章金融機関監督の規定を本章に基づく管理中の金融機関には適用しない。

第一一八条

タイ国銀行が金融機関に何らかの実施を命じた時、もしくは本章の内容に基づき金融機関に係る報告を受け取った時、タイ国銀行は遅滞なく大臣に報告する。

第七章

特殊金融機関の監督

第一一九条

特殊金融機関とは以下をさす。

- (一) 設置法のある国の金融機関。
- (二) 大臣が布告規定したところに基づく設置法のある法人。

第一二〇条

効率的な金融機関システム監督に資するため、特殊金融機関設置法の主務大臣は、主務大臣の権限義務であると規定した法律に基づき、以下の義務の全部または一部をタイ国銀行に果たさせることができる。

- (一) 特殊金融機関の事業の一般的な監督。
- (二) 事実関係を説明させ、意見を提示させるとともに、特殊金融機関の事業または資産の監督および報告のため、いずれかの者を任命する。
- (三) 法律が定めたところに基づき、いずれかの者を任命または解任し、当該人物への報酬または利得を定める権限を有する。
- (四) 特殊金融機関が遂行または遵守するための政策方針設定。
- (五) 特殊金融機関の政府の政策または閣議決定の遵守、もしくは政府の政策または閣議決定に反する特殊金融機関の行為の中止を命じる権限を有する。

第一段に基づく特殊金融機関の監督において、タイ国銀行は大臣の承認により特殊金融機関が追加で遵守しなければならない原則を布告規定する、もしくはその特殊金融機関に本法令のいずれかの規定を適用することができる。

第八章

罰則規定

第一二一条

許可を得ずに商業銀行事業、ファイナンス事業、またはクレジットオンシエ事業を営む者は、二年から一〇年の禁固、および二〇万バーツから一〇〇万バーツの罰金に処する。

第一二二条

第一一条に違反した、もしくは従わない金融機関は、一〇万バーツ以下の罰金に加え、是正しない期間にわたって一日につき一〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

第一二三条

第一二条に違反した者、もしくは従わない者は、一年以下の禁固、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、違反期間中にわたって一日につき一〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

第一二四条

第一三条、第一五条第一段、第三七条、第八一条または第八二条に違反した、もしくは従わない金融機関、あるいは第一五条第二段、第二六条第一段、第三七条または第八二条に基づき定められた布告、規定または原則に違反した、もしくは従わない金融機関は、三〇万バーツ以下の罰金に加え、違反期間

中または是正するまで一日につき三〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一二五条

第二〇条、第二一条第一段、第二二条、第三八条、第四〇条第一段、第四一条、第四四条、第四七条または第八四条に違反した、もしくは従わない金融機関、あるいは第三八条、第三九条、第四〇条第二段、第四一条、第四六条、第四七条または第八四条に基づき定められた布告、規定または原則に違反した、もしくは従わない金融機関は、五〇万パーツ以下の罰金に加え、違反期間中または是正するまで一日につき五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一二六条

第一四条、第五四条または第五六条に違反した、もしくは従わない者、あるいは第五五条に違反した金融機関の親会社は、六か月から三年の禁固、または六万パーツから三〇万パーツまでの罰金、あるいはその併科に処し、違反期間中にわたって一日につき三〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一二七条

第二六条第二段に違反した、もしくは従わない者は、六万パーツから三〇万パーツまでの罰金に加え、是正があるまで一日につき三〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一二八条

第一六条、第二四条、第二五条第一段、第二九条、第三〇条、第三一条、第三二条、第三四条、第三五条、第三六条、第四三条、第四八条、第四九条、第五〇条、第五一条、第五八条、第五九条、第六〇条、第六一条、第六二条、第六三条、第六四条、第六六条、第六七条、第六八条、第七一条、第七三条第一段、第七四条、第七八条、第八〇条、第九三条、第九四条または第九五条に違反した、もしくは従わない金融機関、あるいは第九条、第一〇条第一段、第一六条、第二九条、第三〇条、第三一条、第三二条第一段、第三三条、第三四条、第三五条、第三六条、第四二条、第四三条、第四八条、第四九条、第五〇条、第五一条、第五八条、第五九条、第六〇条、第六一条、第六二条、第六三条、第六四条、第六六条、第六七条、第七一条、第七三条第一段、第七四条第二段、第七八条、第八〇条、第八九条、第九〇条（一）（三）および（四）、第九五条または第九六条に基づき定められた布告、規定、原則、要件または命令に違反した、もしくは従わない金融機関は、一〇〇万パーツ以下の罰金に加え、違反期間中または是正するまで一日につき一万パーツ以下の罰金に処する。

第一二九条

第二〇条、第二一条、第二二条、第三四条、第四八条、第四九条、第五〇条または第五九条への違反行為がある場合、金融機関が関係者の調査で周到な注意を払ったが知ることができず、当該違反を防げなかったことを証明できれば、その金融機関は当該違反行為をなさなかつたものとみなす。

第一三〇条

第五六条または第五七条に基づき定められた原則に違反した、もしくは従わない者は、一〇〇万パーツ以下の罰金に加え、違反期間中または是正するまで一日につき一万パーツ以下の罰金に処する。

第一三一条

第一〇四条に違反した、もしくは従わない者、あるいは第一一四条に基づく金融機関管理委員会または金融機関管理員の命令に従わなかつた者は、三年以下の禁固、または三〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処し、違反期間中にわたって一日につき三〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一三二条

第一二一条または第一二三条に基づく違反行為者が法人である場合、その法人の取締役、支配人または経営権限者がその違反について規定された罰に処される。ただし自己がその違反行為に関係していないことを証明できる場合はその限りではない。

第一三九条の規定下に、金融機関が第一二二条、第一二四条、第一二五条または第一二八条に基づく違反行為をなした場合、その金融機関の取締役、支配人または経営権限者がその違反について規定された罰に処される。ただし自己がその違反行為に関係していないことを証明できる場合はその限りではない。

第一三三条

第一二二条、第一二四条、第一二五条、第一二八条および第一三二条第二段に基づく違反は、タイ国銀行が違反行為を見つけた日から二年以内、あるいは違反行為のあった日から五年以内に裁判所に訴えなかった、もしくは第一五六条に基づき略式処分がなかった場合、時効の完成となる。

第一三四条

金融機関検査官または金融機関管理委員会に対し、他者または民衆に損害をもたらすおそれのある虚偽の証言をなした者は、六か月以下の禁固、または六万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三五条

本法令に基づく任務遂行であるところの金融機関検査官、金融機関管理委員会または金融機関管理員の命令を妨害した、もしくは従わない者は、一年以下の禁固、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三六条

金融機関検査官、第八五条に基づく者、金融機関管理委員会または金融機関管理員の本法令に基づく任務遂行に便宜を供しなかった者は、一年以下の禁固、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三七条

金融機関検査官、金融機関管理委員会または金融機関管理員が捺印した、もしくは標示した印章または標章を消去、損壊、破壊または使えなくした者は、三年以下の禁固、または三〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三八条

金融機関検査官、金融機関管理委員会または金融機関管理員が押収、差し押さえた、保管していた、あるいは証拠として法律に基づく執行のために提出を命じた財産または書類を損壊、破壊、隠匿、持ち出し破壊した、紛失させた、もしくは使えなくさせた者は、係官が自らその財産または書類を保管していたかどうか、あるいはその者または別の者に提出または保管を命じていたかどうかに関わらず、六か月から三年の禁固、または六万バーツから三〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一三九条

金融機関が第三六条、第五〇条、第六六条、第八〇条、第九三条、第九四条または第九五条に違反した、もしくは従わなかった、あるいは第九条第一段、第一〇一条第一段、第三三条、第三六条、第五〇条、

第六六条、第七一条、第八〇条、第九〇条または第九五条に基づき定められた布告、規定、原則または命令に違反した、もしくは従わなかった場合、その金融機関の取締役、支配人または経営権限者は、一年以下の禁固、または五〇万バーツから一〇〇万バーツの罰金、あるいはその併科に処する。ただし自己がその違反行為に関与していなかったことを証明できる場合はその限りではない。

第一四〇条

金融機関の取締役、支配人または経営権限者が悪意で民衆に虚偽の内容を示して、もしくは民衆に知らせるべき真実を隠して欺き、その詐欺が民衆、詐欺に遭った者または第三者からの財産取得となる、もしくは民衆、詐欺に遭った者、第三者が権利文書を作成、取消または破壊することになった場合、その取締役、支配人または経営権限者は、五年から一〇年の禁固、および五〇万バーツから一〇〇万バーツの罰金に処する。

第一四一条

金融機関の財産、もしくは金融機関が共同所有者となっている財産の管理を託された金融機関の取締役、支配人または経営権限者で、悪意の背任により金融機関の財産としての形態における利益に損害をもたらした者は、五年から一〇年の禁固、および五〇万バーツから一〇〇万バーツの罰金に処する。

第一四二条

金融機関の財産、もしくは金融機関が共同所有者となっている財産を占有し、悪意で横領し、自己の物とした金融機関の取締役、支配人または経営権限者は、五年から一〇年の禁固、および五〇万バーツから一〇〇万バーツの罰金に処する。

第一四三条

金融機関が保管する、もしくは金融機関の占有下にある財産を持ち出し破壊、損壊、破壊、減価または使えなくした金融機関の取締役、支配人または経営権限者は、それが他者または民衆に対し損害をもたらすための行為であれば、五年の禁固、および五〇万バーツの罰金に処する。

第一四四条

金融機関の取締役、支配人または経営権限者で、金融機関から債務弁済させる金融機関債権者の権利を行使する、もしくは債務弁済させるよう裁判所を通じ請求権を行使する、または行使しようとしている金融機関の債権者またはその他の者の債権者が、全部または一部債務の弁済を受けられないようにするため以下の行為をなした者は、五年から一〇年の禁固、および五〇万バーツから一〇〇万バーツの罰金に処する。

- (一) 金融機関の財産を移転、隠匿または他社に譲渡する。もしくは
- (二) 金融機関が債務を負っているように見せかける帳簿記載またはその他の行為。

第一四五条

金融機関の取締役、支配人または経営権限者で、自己または他者のために合法にはなしえない利益追求行為をなした、もしくはなさなかったことにより金融機関に損害をもたらした者は、五年から一〇年の禁固、および五〇万バーツから一〇〇万バーツの罰金に処する。

第一四六条

金融機関の取締役、支配人または経営権限者で、金融機関もしくは株主が得られるべき利益を逸失するよう欺く、あるいはいづれかの者を欺くために以下の行為をなした、あるいは同意した者は、五年か

ら一〇年の禁固、および五〇万バーツから一〇〇万バーツの罰金に処する。

(一) 金融機関の、もしくは金融機関に係る帳簿、書類または担保を損壊、破壊、変更、削除、偽造する。

(二) 金融機関の帳簿または書類に虚偽内容を記載する、もしくは重要な内容を記載しない。もしくは

(三) 不完全、正しくない、時間遅れの、もしくは事実と一致しない会計作成。

第一四七条

第一四〇条、第一四一条、第一四二条、第一四三条、第一四四条、第一四五条または第一四六条に基づく違反は、行為者が金融機関の従業員であれば、その違反について規定したところに基づく刑罰に処する。

第一四八条

会計監査人または鑑定人もしくは専門家で、会計監査人法に基づく規定またはタイ国銀行が布告規定した増補規定に従わない財務諸表への意見表明のために会計検査を実施した、あるいは虚偽の報告をした、もしくは第六九条または第七〇条または第七一条に違反した、あるいは従わなかった、あるいは不当に財産を評価した者は、三年以下の禁固、または五〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一四九条

金融機関の取締役、支配人または経営権限者、もしくは金融機関の専門家をして使用、命令、脅迫、雇用またはその他の方法で第一四〇条、第一四一条、第一四二条、第一四三条、第一四四条、第一四五条、第一四六条または第一四八条の規定への違反行為をさせた者は、その違反について規定された刑罰に処する。

第一五〇条

金融機関の取締役、支配人または経営権限者、もしくは会計監査人または金融機関の専門家を支援して、もしくは便宜を供して第一四〇条、第一四一条、第一四二条、第一四三条、第一四四条、第一四五条、第一四六条または第一四八条の規定への違反行為をさせた者は、それが違反行為の前、違反行為時であっても、その違反について規定された刑罰に処する。ただしその者がその支援または便宜供与を知らなかった場合はその限りではない。

第一五一条

第一四〇条、第一四一条、第一四二条、第一四三条、第一四四条、第一四五条、第一四六条または第一四八条、第一四九条および第一五〇条への違反は、検察官が刑事訴訟を起こした時、検察官は被害者に代わって財産または価額もしくは損害賠償金を要求する権限を有し、裁判所手数料（訴訟費用）支払い免除を受ける。

第一五二条

いずれかの者が第一四〇条、第一四一条、第一四二条、第一四三条、第一四四条、第一四五条、第一四六条または第一四八条、第一四九条および第一五〇条に違反していることが明らかであり、タイ国銀行が放置すれば民衆の利益に損害が生じると判断した場合、タイ国銀行はその者の財産、もしくは法律に基づきその者のものとみなされる財産、あるいは状況からその者の物と信じられる財産の押収または差し押さえを命じる権限を有する。ただし一八〇日を超えて財産を押収または差し押さえることはでき

ないが、裁判所の訴えがあった場合、当該押収または差し押さえ命令は裁判所の別段の命令があるまで効力を有する。一八〇日以内に訴訟を起こすことができない必要な事由がある場合、管轄権限のある裁判所はタイ国銀行の要請に基づき期間を延長するよう命令することができる。

タイ国銀行は第一段に基づく財産押収または差し押さえの実行者としてタイ国銀行職員を任命する権限を有する。

財産の押収または差し押さえの方法、および第一段に基づく財産の押収または差し押さえを受けた者の生活費および家族扶養費として必要な額の規定は、タイ国銀行が布告規定した原則に従う。

第一段に基づき押収または差し押さえを受けた財産を破壊、移転、隠匿、持出、紛失または使えなくした、もしくは他者に譲渡した、あるいは何らかの行為により損害をもたらした者は、一〇年以下の禁固、および一〇〇万バーツの罰金に処する。

第一五三条

第一五二条に基づく者が王国外に逃亡すると疑える相当の事由がある場合、刑事裁判所はタイ国銀行の要請によりその者の出国禁止を命じる権限を有する。

緊急の場合、警察庁長官はタイ国銀行総裁またはタイ国銀行総裁が委任した者の要請により、第一五二条に基づく者の出国禁止を一時的に命じる権限を有する。このとき出国禁止は刑事裁判所から別段の命令があるまで一五日までとする。

第一段に基づく刑事裁判所の命令、または第二段に基づく警察庁長官の命令に違反した者、もしくはその者を支援した者は、一〇年以下の禁固、および一〇〇万バーツ以下の罰金に処する。

第一五四条

法律で規定された権限義務への遵守により、もしくは法律の規定する権限義務に従った者への支援により金融機関の通常非公開とされる事業を知る者で、他者に公開した者は、一年以下の禁固、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段の内容は以下の場合の公開には適用しない。

- (一) 捜査または訴訟審理上の義務に基づく公開、または捜査または訴訟審理に資する公開。
- (二) 本法令に基づく違反行為に係る公開。
- (三) その金融機関の会計監査人、またはその金融機関の監督権限を有する国内外の機関に対する公開。
- (四) 相互合意に基づく金融機関または金融事業の監督権限を有する国内外の機関の任務遂行に資するためのデータ公開。
- (五) その金融機関の業務改善に資する公開。
- (六) 金融機関の信用供与に資する公開。
- (七) 公衆にすでに公開された金融機関顧客の秘密の公開。
- (八) その顧客がすでに同意している金融機関の顧客の秘密の公開。
- (九) 同じ金融事業グループ内の会社に対する公開。
- (一〇) 法律が規定している遂行に資する公開。

第一五五条

経営権限者または従業員であることにより金融機関の秘密を知っている、または取得した者がその秘密を公開し、他者または民衆に損害をもたらすおそれがある場合、その者は、一年以下の禁固、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段の内容は第一五四条第二段の場合に基づく公開には適用しない。

第一五六条

第一二二条、第一二四条、第一二五条、第一二八条、第一三三条第二段および第一三九条に基づく違反は、大臣が任命した委員会が略式処分を下す権限を有する。

第一段に基づく大臣が任命した委員会は、刑事訴訟法典に基づく捜査官を一人以上含む三人の委員からなる。

委員会が略式処分を下し、被疑者が委員会の定めた金額および期間に基づき料金を支払った時、その事件は刑事訴訟法典に基づき終結したものとみなす。

第一五七条

本法令の施行日前に営業免許を取得していた商業銀行、ファイナンス会社、クレジットフォンシエ会社は、本法令に基づきその業種の営業免許を受けた金融機関であるものとみなす。

第一五八条

本法令の施行日前に施行されていた商業銀行、ファイナンス会社、クレジットフォンシエ会社の営業に係る一連の省令、財務省布告、およびタイ国銀行の布告、通達、命令または規定は、本法令に基づく布告または命令が出るまで、本法令の規定に反しない限りにおいて引き続き施行する。

第一五九条

本法令の施行日前に、第三四条に基づく比率を超えて株式投資または購入もしくは保有する緩和措置を受けた金融機関は、緩和措置を受けた原則に基づき引き続き投資または保有する権利を有するが、本法令の施行日から五年を超えてはならない。

本法令の施行日に、第五〇条に基づく比率を超えて信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態の取引で金融機関が緩和措置を受けた場合、その金融機関は当該契約に示された債務弁済期間が満了するまで、契約に基づき信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態の取引をなすことができる。

金融機関が本法令の施行日前に、第四九条または第五〇条に基づく比率を超えて、いずれかの者およびその者の関係者のものと合わせて信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態の取引をなし、その信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態の取引がその時点で施行されていた商業銀行法またはファイナンス業・証券業・クレジットフォンシエ業法に反しない場合、その金融機関はその者またはその者の関係者にそれ以上の信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態の取引をなすことはできず、その信用供与、投資、義務発生または信用供与に似た形態の取引について速やかに第四九条または第五〇条の規定に従うようにする。ここに本法令の施行日から五年を超えてはならない。

本法令の施行日に不動産保有で緩和措置を受けた金融機関は、その緩和措置の原則に従い、その不動産を保有することができる。

第一六〇条

本法令の施行日にすでに免許書を取得していたファイナンス会社は、免許に従い営業する。

第一六一条

金融事業を営んでいない会社で、本法令の施行日前に第一八条に規定された比率を超えて金融機関の株式所有の緩和措置を受けた会社は、引き続きその金融機関の株式を所有し、本法令の施行日前に持っていた株式所有比率を維持するために株式を買い増すことができるが、その株式数取得がどれだけであっても、その残りの株式数についてだけ比率を超えて株式を所有する権利を有する。

第一段に基づく会社が、第一段に基づく緩和措置を受けた期間後、自己の所有する金融機関の株式を

買い増すことを禁じる。

第一六二条

本法令の施行日に、関係者が所有または保有する株式を合わせると第一八条に定めた比率を超えてある金融機関の株式を所有または保有することになる者は、その所有または保有がその時に施行されていた法律に反しない場合、引き続きその株式を所有または保有する権利を有するが、その株式を売却すればその残りの株式数についてだけ比率を超えて株式を所有する権利を有し、その者は速やかに当該株式の所有または保有が第一八条の規定に従うようにする。ここに本法令の施行日から五年を超えてはならない。

第一六三条

預金保護機構が設置されていない時、預金保護機構の義務および権限と定めた本法令の規定があれば、当該義務と権限は預金保護機構が設置されるまで財務省の義務および権限とする。

(おわり)